

和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター規則

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 59 号

最終改正 令和 8年 3月 27日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学イノベーションイニシアティブ基幹産学連携イノベーションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、和歌山大学（以下「本学」という。）において、先端的・独創的研究を推進することを目指し、このため、重点領域を定めて、研究拠点の育成を図り、研究面における産官学金連携活動を通じて、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学における研究推進戦略の実行
- (2) 外部の機関との共同研究及び受託研究の促進、本学の研究成果等に基づいた実用化研究及び起業化の推進及び支援その他産官学金連携活動
- (3) 新たな「知」の創出やイノベーションに繋がる研究開発の推進及び支援
- (4) 学生の独創的な研究開発の推進
- (5) 知的財産の創出、取得、管理、活用及びその教育を含む活動
- (6) 技術移転の推進
- (7) 本学における研究教育の支援
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な業務

第4条 削除

(組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) その他の教職員

(産官学金連携コーディネーター)

第6条 センターに、客員教員及び特任教職員（産官学金連携コーディネーター）を置くことができる。

(センター長)

第7条 センター長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第8条 副センター長は、本学の専任教員の中から、役員会の議を経て、学長が任命する。

2 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## 産学連携イノベーションセンター規則

3 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

(専任教員)

第9条 専任教員は、センターの専門的業務を処理する。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、研究協力課において処理する。

(URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)室)

第10条の2 センターにURA室を置く。

2 URA室に関する事項は、センター長が別に定める。

(運営委員会)

第11条 センターには、必要に応じて運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、センター長が別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に選出されるセンター長の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

3 この規則施行後における副センター長は、任期途中の者にあつては施行日前日の者とし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1110号)

この改正規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1297号)

この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1477号)

この改正規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月10日一部改正：法人和歌山大学規程第1548号)

この改正規則は、平成26年9月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1673号)

この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1962号)

この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2073号)

この改正規則は、平成30年6月22日から施行する。

附 則(令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2417号)

この改正規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2581号)

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2813号)

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2951号)

この改正規則は、令和8年4月1日から施行する。